

## 2. 基 礎

本項は屋外タンク貯蔵所に関する基準には盛り込まれているが、屋内及び地下タンク貯蔵所の基準においては、屋外タンクより小容量のタンクが多いこと等から、特に項目化されていない。しかし、屋内及び地下タンクの基礎も必要な強度を有するものでなければならない。

屋外タンクの基礎は堅固な地盤に施工しなければならない。また、支柱又はサドルをもつタンクの場合はこれを同一基礎に固定する必要がある。地盤の強度は、主として、貯蔵タンクの容量に応じて配慮するが、その具体的な調査方法は次のとおりである。

### (1) 地盤強度について

適切な基礎の設計及び施工に必要な資料としての地盤強度（支持力等）は、一般に、次に掲げる方法の中から測定するものとする。

ただし、状況によっては、付近の既存構築物の基礎の地盤強度等から、また、高さが 5 m 以下の貯蔵タンクについては、建築基準法施行令第 93 条に掲げる表などから推定することもできる。

#### ① 土の標準貫入試験方法（JIS A1219）

ボーリングロッドの先端に試料採取用のチューブを取りつけ 63.5kg の重錘を落下高を 75cm に維持して、チューブを 30cm 貫入させるに要する打撃数  $N$  を測定し地盤の支持力を算出する。

#### ② 平板載荷試験方法（建築基礎構造設計基準）

30cm 角の載荷板に荷重をかけ、時間と沈下により、その地盤の支持力を求める。

#### ③ くい打ち試験方法（建築基準法他）

ハンマーの重さと落下高による抗の貫入量から地盤の支持力を求める。

#### ④ 土の圧密試験方法（JIS A1217）

現場より採取した未攪乱試料に荷重をかけ圧密度を測定し地盤の支持力を求める。

なお、土質試験、その他の方法によっても測定することもできる。

### (2) 基礎の設計について

得られた地盤の性質をもとに堅固な地盤（支持力の安全率 1.5 以上）の上に滑動、転倒、有害な沈下の生じないよう適切な基礎の設計を行う必要がある。

## 3. タ ン ク 室

### (1) 屋内タンク室

屋内タンク室は必要な強度を有する構造とし、タンクから毒劇物の漏えいが